

# 牛頸公民館使用規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、牛頸公民館の使用および使用料金に関し必要な事項を定めるものとする。

## (使用期間)

第2条 使用期間は、原則として1月5日から12月27日までとする。  
ただし、毎月第3日曜日・国民の祝日・8月12日～15日・12月28日～1月4日は休館日とする。  
なお、公民館長が特に認めた場合は、この限りではない。

## (使用時間)

第3条 使用時間は、9時から22時までとする。  
ただし、日曜日および国民の祝日は21時までとし、やむを得ない事情がある時は、公民館長の承認を得て使用時間の延長・短縮することができる。

## (使用料の基準及び備品)

第4条 使用料徴収の対象となる箇所および備品類は次のとおりとする。  
集会室・実習室・第一学習室・第二学習室・第三学習室・第四学習室・備品類

## (使用願の手続方法)

第5条 使用箇所ならびに備品類を使用するときは、別紙申込書に記入し、公民館長の許可を受けなければならない。

## (使用料および納付方法)

第6条 使用料(室料・冷暖房費・備品)は、別表(公民館使用料金表)に定めるところによる。  
2、使用料は、使用が終わったとき、すみやかに支払うものとする。  
定期使用団体は、月末までに支払うものとする。  
3、申込み代表者の居住区により、区内・区外を定める。

## (使用料の減免)

第7条 使用料の減免およびその対象となるものは次のとおりとする。

### (1) 室料・冷暖房費免除

- ア 区の役員会および区が主催する行事・講演等で使用するとき。
- イ 牛頸シニアクラブ・牛頸悠々会が主催する会議
- ウ 隣組が会議のため使用するとき。
- エ 牛頸福祉部会・評議員会・体育部会・消防第4分団が使用するとき。
- オ その他、公益に資すると公民館長が認めたとき。

### (2) 室料免除 但し冷暖房費全額負担

- ア 隣組が会議以外に使用するとき。
- イ 牛頸婦人会・文化部会・食生活改善推進会・牛頸文庫・グリーンハイツ文庫・子供会育成会・親父の会・平野小PTAが使用するとき。
- ウ その他、公民館長が認めたとき。

### (3) 室料半額免除 但し冷暖房費全額負担

- ア 文化部に登録している部会が使用するとき。
- イ その他、公民館長が特別に認めたとき。

(使用の順位)

第8条 公民館使用の順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 区が主催する会議・行事・講演等
- (2) 公民館運営協議会で活動している部会
- (3) 隣組会議、文化部に登録されている部会
- (4) その他

(使用の制限)

第9条 公民館長は、次の各号に該当する場合は許可しない。または、許可を取り消しもしくは行事を中止させることができる。

- (1) 公民館の運営に支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 建物もしくは付属設備を破損し、または滅失する恐れがあると認められるとき。
- (4) 営利目的で使用するとき。
- (5) 政治および宗教団体が使用する場合は、公民館長の事前の許可を必要とする。

2 公民館は、結婚式ならびに葬祭場として使用できるが、火葬した遺骨以外の遺体を持ち込むことはできない。

(目的外使用の禁止等)

第10条 使用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用したり、権限を譲渡もしくは転貸してはならない。

(補償)

第11条 使用者は、使用中に建物もしくは付属設備等を破損したり、または滅失したとき、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた者は、許可なく貼紙、釘打ち等はしないこと。
- (2) 使用時間は、準備および後片付けに要する時間も含むものとする。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) 指定された場所以外で、火気を使用しないこと。
- (5) 習字等、活動により公民館を汚染する恐れがあるものは、公民館職員の指示に従うこと。
- (6) 使用するものが設備もしくは、現状を変更しようとするときは、公民館長の許可を受けること。
- (7) 公民館運営協議会で活動している部会が使用するとき、代表者を届け出ること。
- (8) 個人または団体が使用するとき、代表者または責任者を届け出ること。
- (9) 使用後は、清掃、窓の施錠を行い、すべて元の状態に戻すこと。
- (10) 使用後は、部屋使用時間および冷暖房使用時間を使用報告書に記入し、提出すること。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、区の役員会の承認を得て決定すること。

この規程は、昭和61年 4月13日から施行する。  
 平成 2年 4月15日から施行する。  
 平成 6年 4月10日から施行する。  
 平成22年 4月1日から施行する。

別表

## 公民館使用料金表

平成22年4月1日

### 1、室料・冷暖房使用料

区分 室名	区民（1時間あたり）		区民外（1時間あたり）	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	600円	20分200円	900円	20分200円
実習室	500円	20分100円	700円	20分100円
学習室	400円	20分100円	600円	20分100円

備考：室料使用時間は30分単位として計上する。  
 使用時間の端数は切り上げとする。

### 2、備品の貸出使用料金

区分 品目	区民		区民外	
	個数	使用料金	個数	使用料金
机（高・低）	1台	100円	1台	200円
椅子	1脚	50円	1脚	100円
座布団	1枚	50円	1枚	100円
テント	1張	1000円	1張	1200円

備考：他の備品の貸出は公民館長の許可を必要とする。また貸出料金については公民館長が決定する。